第百十条の二十三第一項第一号中「及び第十七号」を「、第十七号及び第十八号」に改める。

第百十条の二十五第一項第十八号を同項第十九号とし、同項第十七号の次に次の一号を加える。

十八　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　指定信用事業等紛争解決機関が存在する場合　当該信用協同組合等又は当該信用協同組合代理業者の所属信用協同組合が中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称

ロ　指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合　当該信用協同組合等又は当該信用協同組合代理業者の所属信用協同組合の中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

第百十条の二十八中「第三十八条第六号」を「第三十八条第七号」に改め、同条第一号中「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の四第六項」に改め、同条を第百十条の二十八の二とし、第百十条の二十七の次に次の一条を加える。

（信用格付業者の登録の意義その他の事項）

第百十条の二十八　準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二　信用格付（金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この条において同じ。）を付与した者に関する次に掲げる事項

イ　商号、名称又は氏名

ロ　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名又は名称

ハ　本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三　信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要

四　信用格付の前提、意義及び限界

第百十一条第一項第二十二号中「第二条の三第一号」を「第四条第一号」に改め、同項第二十三号中「第二条の三第七号」を「第四条第七号」に改め、同項第二十四号中「第二条の三第七号」を「第四条第七号」に改める。

（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正）

第二十六条　投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「次の各号に掲げる受益証券の区分に応じ、当該各号に定める」を「次に掲げる要件のいずれかに該当する」に改め、同条第一号から第三号までを次のように改める。

一　当該受益証券に適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限（以下この条及び第五条第一項において「転売制限」という。）が付されている旨が当該受益証券に記載され、当該受益証券の取得者に当該受益証券が交付されること。

二　当該受益証券の取得者に交付される当該受益証券に関する情報を記載した書面において、当該受益証券に転売制限が付されている旨の記載がされていること。

三　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定により加入者（同法第二条第三項に規定する加入者をいう。第五条第一項第三号において同じ。）が当該受益証券に転売制限が付されていることを知ることができるようにする措置がとられていること。

第四条に次のように加える。

四　当該受益証券の発行者が、当該受益証券と同一種類の受益証券（当該受益証券と発行者が同一で、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第十条の二第一項第十一号イからハまでに掲げる事項が同一である受益証券をいう。以下この条、次条及び第五条第二項第一号において同じ。）であって、金融商品取引法第二十四条第一項各号（同法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条及び第五条第二項第一号において同じ。）のいずれかに該当するものを既に発行している者でないこと。

第四条の二を第四条の三とし、第四条の次に次の一条を加える。

（同一種類の受益証券）

第四条の二　令第八条第一項第二号及び第三号に規定する当該受益証券と同一種類の受益証券として内閣府令で定めるものは、同一種類の受益証券とする。

第五条第一項中「次の各号に掲げる受益証券の区分に応じ、当該各号に定める」を「次に掲げる要件のいずれかに該当する」に改め、同項第一号から第三号までを次のように改める。

一　当該受益証券に転売制限が付されている旨が当該受益証券に記載され、当該受益証券の取得者に当該受益証券が交付されること。

二　当該受益証券の取得者に交付される当該受益証券に関する情報を記載した書面において、当該受益証券に転売制限が付されている旨の記載がされていること。

三　社債、株式等の振替に関する法律の規定により加入者が当該受益証券に転売制限が付されていることを知ることができるようにする措置がとられていること。

第五条第二項を削り、同条第三項第一号中「他の」及び「同法第二十七条において準用する場合を含む。）」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「第三項第二号ロ(1)」を「第二項第二号ロ(1)」に改め、同項を同条第四項とする。

第百九十二条第二項第一号中「をいう。」の下に「以下この号及び」を加え、「同令第九条の五に規定する」を「金融庁長官が指定格付機関ごとに指定した」に改め、同条第三項第一号中「企業内容等の開示に関する内閣府令第九条の五」を「前項第一号」に改める。

第二百三十四条の次に次の二条を加える。

（投資者の保護に欠けるおそれが少ないと認められる信用格付）

第二百三十四条の二　法第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定めるものは、投資証券募集等契約に係る投資証券以外の有価証券又は当該投資証券の発行者以外の者の信用状態に関する評価を主たる対象とする信用格付（金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいい、実質的に当該投資証券又はその発行者の信用状態に関する評価を対象とする信用格付と認められる信用格付を除く。）とする。

（信用格付業者の登録の意義その他の事項）

第二百三十四条の三　法第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二　信用格付（金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この条において同じ。）を付与した者に関する次に掲げる事項

イ　商号、名称又は氏名

ロ　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名又は名称

ハ　本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地